

**石川県外国人介護人材受入促進事業業務委託
実施要領**

1 目的

この要領は、石川県外国人介護人材受入促進事業の契約交渉者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
石川県外国人介護人材受入促進事業業務委託
- (2) 事業目的及び事業内容
仕様書（案）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託契約者数
3者程度
- (5) 提案上限額
下記の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ・基本委託料：1,500千円以内
 - ・参加事業者旅費加算：150千円以内/事業者

3 本事業への参加資格等

- (1) 単独企業による参加
参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。
 - ① 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
 - ② 直近1年以内に石川県内の高齢者施設等の事業者（以下、「事業者」という）において、外国人介護人材（特定技能）の送り出し実績があること。
 - ③ 職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可又は同法第33条第1項に規定する無料職業紹介事業の許可のいずれかを受けていること。
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ⑤ 石川県から、競争入札の指名停止または見積り合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止期間中または参加排除期間中にある者でないこと。
 - ⑥ 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑦ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第6条に基づく暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑧ 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件を満たしていること。

- ① 構成員のいずれかが上記(1)の①から③の条件を満たすこと。
- ② すべての構成員が上記(1)の④から⑧のすべての条件を満たすこと。

(3) 次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

- ① 実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合
- ② あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ③ 公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

4 プロポーザル及び事業全体のスケジュール(予定)

項目	日程
①実施要領等の公表(公募開始)	令和8年6月22日(月)
②実施内容に関する質問の提出期限	〃 6月25日(木) 17時まで
③質問に対する回答	〃 6月30日(火)
④参加申込の提出期限	〃 7月2日(木) 17時まで
⑤参加資格審査に基づく結果通知	〃 7月7日(火)
⑥企画提案書等書類の提出期限	〃 7月13日(月) 17時まで
⑦書面審査及び結果の通知	〃 7月中旬
⑧介護事業者向け説明会の開催及び参加介護事業者の募集(申込開始)	〃 8月中旬頃
⑨参加申込の提出期限(介護事業者)	〃 8月下旬頃
⑩申込状況等に基づく実施可否判断	※視察等スケジュールによる
⑪視察を実施する事業者と委託契約締結	※⑩により実施確定した日以降
⑫視察前介護事業者向け説明会の開催	※⑬の実施前に開催
⑬現地視察の実施	令和9年3月31日(水)まで
⑭県への実績報告	
⑮委託料支払	※⑭県への実績報告完了後

※ : 委託契約部分

※⑧の説明会は県が主催で開催し、契約交渉者が介護事業者に対して直接説明する。

なお、説明会開催にあたっての介護事業者への周知は県が実施する。

※⑨の参加申込については、県で受付・とりまとめを行う。

※⑩は参加申込状況等を基に県と契約交渉者が協議のうえ判断し、**⑩で実施不可となった場合は委託契約締結しない。**

※①～⑩については、委託契約外の業務であることから契約交渉者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザル及び事業全体に関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式1）により提出すること。

(1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】石川県外国人介護人材受入促進事業」とすること。

【宛先】石川県厚生政策課 福祉人材・サービスグループ宛
fukushijinzei@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年6月25日（木）17時まで

(3) 質問への回答方法

電子メールの受信後、石川県厚生政策課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない

6 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

(1) 提出書類 ※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出

ウ 会社概要、業務実績及び送り出し実績（様式4）

※定款、役員名簿等も提出すること。

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

エ 共同企業体協定書（写）※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

オ 「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、次の（ア）から（ウ）の書類

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

（ア）登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

（イ）納税証明書

i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

ii 石川県内に事業所を有する者にあつては、石川県税に未納がないことを証する納税証明書

（ウ）財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】石川県外国人介護人材受入促進事業」とすること。

【宛先】石川県厚生政策課 福祉人材・サービスグループ宛
fukushijinzei@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年7月2日（木）17時まで

(4) 参加資格の審査

ア 参加希望者は、上記(1)の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。

イ 審査の結果は別紙1により通知する。なお、参加資格を満たしていると判断された者については、企画提案書等の提出を要請する。

ウ 審査の結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記イの通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付すものとする。

エ 参加申込書（様式2）を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式5）を提出すること。

(5) 備考

電子メールの受信後、石川県厚生政策課から受信確認のメールを送付する。

7 企画提案書の作成・提出方法等

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類（以下2点「ア、イ」）

ア 企画提案書の提出について（様式6）

イ 企画提案書（A4版、横書き、左綴じ）

以下の内容を記載した企画提案書を作成すること。

① 業務の実施計画の提案

(ア) 視察する国および送り出し機関等に対する考え方、提案のポイント（本業務の目的に適した視察先の選定である理由等）

(イ) 視察等スケジュール（各視察先での実施内容を具体的に記載すること）

(ウ) 視察後のフォローアップ（受入れに向けた相談対応など）

② 会社概要及び本業務にあたる人員体制

③ 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）

・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。

（i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

（ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

- (iii) 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。
- ④ 事業者(全国を含む)における、外国人介護人材(特定技能)の送り出し実績
- ⑤ 類似業務の取扱実績(過去5年以内)
- ⑥ 見積総額(以下の費用項目等に基づき見積書を作成すること。)

項目	単価	数量	金額(税込)
渡航費(受託者分)			※1,500千円以内となるようにすること
宿泊費(受託者分)			
保険料(受託者分)			
現地移動費			
運営費			
渡航費(参加事業者分)			※旅費加算を含む総額を記載すること
宿泊費(参加事業者分)			
保険料(参加事業者分)			

※見積書は参加事業者数を10事業者(計10名)と仮定したうえで作成すること。

※対象となる費用等については別紙委託仕様書を参照すること。

- ⑦ 参加事業者の費用負担額(旅費加算150千円以内/事業者を差し引いた参加事業者の自己負担額)
- ⑧ 本事業実施後、参加した介護事業者が特定技能外国人を採用する場合に発生する費用(紹介手数料等)について、その内容および概算額を示すこと。

(2) 提出形式

以下の通り、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

- 企画提案書の提出について(様式6) 1部
- 企画提案書(A4版、横書き、左綴じ) 6部

〔内訳:(i)提案者名の記載があるもの:1部
(ii)提案者名の記載がないもの:5部〕

※(ii)には提案者の社名、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等を一切使用しないこと。

【電子データ送付】

- 企画提案書(提案者名の記載がないもの)の電子データ(形式はMicrosoft PowerPointまたはPDFとする)

※データ量は原則10MB以内に収めること。

10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

(送付先) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部厚生政策課 福祉人材・サービスグループ宛

※郵送の際は、「【企画提案書提出】石川県外国人介護人材受入促進事業」在中と記載すること

【電子データ送付】

(宛先) 石川県厚生政策課 福祉人材・サービスグループ宛

fukushijinzei@pref.ishikawa.lg.jp (TEL 076-225-1419)

※提出の際は、件名を「【企画提案書提出】石川県外国人介護人材受入促進事業」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

(4) 提出期限

令和8年7月13日(月)17時まで(必着)

(5) 留意事項

ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約交渉者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用等は全て提案者の負担とする。

ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

エ 提出後の書類の差し替えや修正は一切認めない。

オ 提出された全ての書類は返却しない。

カ 石川県から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

8 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

9 審査方法

(1) 実施方法

企画提案書の審査については書面審査により実施し、審査基準に基づき、各事業者から提出された企画提案書の内容を基に審査員が審査・採点を行い、本要領及び仕様書に示す業務委託の目的を達成することが見込まれる企画提案書を提出した者を本事業の契約交渉者として選定する。

(2) 契約交渉者の選定

本事業における委託契約者は3者程度を想定していることから、別表の審査基準票に従い、評価の合計が高い者から順に契約交渉者が3者程度となるよう選定する。

(3) 参加者が1者又ははない場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査は実施し、基準を満たすときは、当該参加者を契約交渉者として選定する。また、基準を満たさない場合、または参加者がいない場合には、再度公募を実施する。

(4) 審査について

審査内容については公表しない。審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

10 委託契約の締結

契約については、「4 プロポーザル及び事業全体のスケジュール(予定)」の⑩により

実施可能となった契約交渉者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行い、県と契約交渉者の双方が合意に至った場合に、契約交渉者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、石川県財務規則等に基づき、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

契約交渉者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すこととする。

1.1 業務の適正な実施に関する事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行うことができる。

(3) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(4) データ漏えい等の防止

受託者は、発注者から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票等に関し、その管理を徹底し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

1.2 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合には、それぞれから、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

1.3 その他

事業実施の際、本実施要領に示した内容と差異がある場合は、協議の上、決定するものとする。

〈別表〉 審査基準表

審査項目	審査基準	配点
企画提案力	【視察国および送り出し機関等の提案】 ・仕様書及びプロポーザル実施要領を的確に踏まえ、事業の目的に結び付く明確かつ具体的な提案となっているか。 ・提案者ならではのノウハウや知識・経験を活かした創意工夫や独自性が見られ、効果が見込める提案となっているか。	20
	【視察スケジュール】 ・視察等の日程・行程が具体的かつ現実的であり、委託期間（令和9年3月31日まで）内に無理なく実施できる計画となっているか。 ・移動時間・宿泊地等が合理的に設定されているか。	10
	【視察先の質の担保】 ・視察先（送り出し機関等）の信頼性、実績、コンプライアンスが担保されているか。	10
	【リスク管理・安全管理の具体性】 ・安全管理計画に具体性があるか。	10
	【視察後のフォローアップ体制】 ・視察後、受入れを希望する事業者が外国人介護人材の受入れに向けて具体的な検討を進められるような支援体制が確立されているか。	10
実施体制	【実施体制の確保】 ・提案内容を安定的に実施できる人員が確保されているか。 ・外国人介護人材・海外視察に精通する専門的な人材を配置しており、その者は十分な経歴や実績を有しているか。	10
	【過去の実績】 ・類似取扱業務の実績（過去5年）に鑑み、業務遂行能力が認められるか。 ・外国人介護人材の送り出しに関する実績が豊富か。	10
経費	【受託業務費用の明確さ】 ・視察等に参加する介護事業者の実費負担額を含め、視察等を実施するための経費の内訳及び範囲が明確に記載されているか。	10
	【事業終了後のサポート内容と費用】 ・本件事業以外の費用として、今後の人材紹介料やサポート費用などが明確に記載されているか。	10
合計		100

申込者 様
(共同企業体の場合は代表する幹事業者)

石川県知事 山野 之義

プロポーザル参加資格確認結果通知書

先に参加申込みがありましたプロポーザル参加資格について、下記のとおり通知します。

(参加資格がある場合) よって、企画提案書等を令和〇年〇月〇日 (〇) までに提出してください。

記

プロポーザル 参加資格の有無	有り 無し
プロポーザルに 参加資格がない と判断した理由	